

■ 第13回不利益変更撤回裁判開廷！

～加藤取締役、大沢元委員長 証人尋問に～

■ 和解提案出される

8月24日の14:00から東京地裁723号法廷で開かれた「第13回就業規則の不利益変更撤回を求める裁判」について報告します。

傍聴は原告側45名（FX労組20名、航空連その他25名）で、原告団として用意された席と傍聴席20席は満席で法廷内に入りきれないほどになりました。会社側からは今回証人の加藤治弥取締役と弁護士3名のみの参加となりました。

まず被告（会社）側証人、加藤氏への尋問は主尋問40分反対尋問40分で、主尋問ではこれまでの会社側の主張である、経費削減策の正当性、会社休日の削減がその経費削減策のひとつであること、組合や従業員への説明が当時十分に行われたと言う証言をしていました。

（固定費、特に人件費が経費の3割強を占め大きいものであること。他社との競争激化、航空燃料高騰などによる輸送単価の悪化などの利益落ち込み背景と、UCCレポート、SCORPIOを用いて業績の落ち込みを説明し、それに対して会社は、業務委託費の削減、規制緩和を求める、現場の改善活動の奨励など取り組んでいたが、リーマンショック後は、管理職の給与カット、中部空港撤退、基本給上昇の停止などを行っており、会社休日4日の削減はこの一環で年間8000万円のコスト削減であるとのこれまでの主張を繰り返していました。）

皆を驚かせたのは、不利益変更の目的について今まで、労働生産性の上昇、定年退職者の有給休暇買取りの支出減少などをあげていたが、今回の証言ではこれまでの陳述書などに一回も出ていなかった「雇用を守るため」と言う発言があったことです。後からとって付けた様に都合の良い事を出してくる会社の言い分はまったく信用できません。

さらに証拠として出ていた休暇取得状況の表より以前は、各部署より、休暇取得の状況が報告されていて、業務量が少ない時は有給を取るよう取り組んでいたと言う証言も有りました。この事に関しては、加藤取締役の尋問の終わりに裁判長から「休暇取得状況の表は2009年3月以前にはなかったのでは？」「各部署から休暇取得状況が報告されていたのか？」「その報告も基準日の違っていたもので実際は当時見ていたより休暇は消化されていたのか？」と質問されることになりました。

反対尋問では、この休日削減が根拠も不十分な策で不必要な変更であった事、また会社からは資料が書面などでまったく出されず、組合や従業員の理解を求める説明や交渉が無かったことを追求されました。

中でも、UCCレポートで毎年黒字である事を指摘されると、加藤氏はもともと含まれていない航空燃料の話を持ち出すなど訳のわからない説明をしてしどろもどろになる場面も有りました。

10分の休憩をはさんで原告（組合）側証人、大沢元委員長の尋問が行われました。

会社は組合との団体交渉や、従業員とのレツトークミーティング等で具体的資料も出さず、十分な説明を行っていなかったこと、有給を消化出来ていない証拠として会社が提出した有給休暇取得表については、「有給休暇支給日を基準日とし、基準日の属する月の前月までが留保していた有給を行使できる」とする会社側主張が誤りであり、「基準日の属する月内であればそれまで留保していた有給を行使できる」としていた労働慣行があること、傷病休暇と有給休暇がまったく違うものであることを証言していきました。

大沢氏に対する反対尋問では特に目新しいものはありませんでしたが、裁判長から大沢氏に対して、「会社からきちんとした説明があり、正常な労使交渉があればよかったと思うか？」と聞かれ、「会社が誠実に対応していればこのような裁判は必要なかった」と、思いをついつい熱く語ってしまう場面もありました。

最後に裁判長からこのような事件では異例の和解提案が有りました。

和解期日は9月21日13:00です。

和解案の取りまとめをするために原告合員の意見を集約しなければなりません。

皆様にアンケートを実施します、9月8日までです、ご協力お願いします。

閉廷後に弁護士会館1003号室で報告集会が有りました。

まず、芝田弁護士より当日の裁判内容の説明がなされ、続いて塚原弁護士より「訴訟は原告個人個人の物なので、和解に対しては慎重に意見を取りまとめる必要がある」と話が出ました。

JAL/CCUの方から、契約制客乗不当解雇事件に進展が有り、非常に厳しい状況である旨の説明が有り、「裁判長への公正な判決を求める署名」を行っているとの協力要請がありました。日東整争議団の方から、JALに対して雇用を求めて行く旨の説明が有り、今後とも協力お願いしますと要請がありました。

FDX 労組の皆様、航空連の皆様、傍聴協力をいただきましてありがとうございました。

今後の日程

緊急アンケート	9月1日～9月8日まで
JAL 乗員裁判	9月5日 (10:00～) 103号法廷
弁護士打ち合わせ	9月15日 (16:00～) 東京南部法律事務所
航空連定期総会	9月19日 (13時～)、20日 (9時30～) 大田区産業会館 (PIO)
和解裁判	9月21日 (13:00～)

会社の一方向的な改悪を許さないためにも現在、組合に加入していない人々も組合に参加して共に力を合わせて闘いましょう！

随時 組合員の加入を行っております。
HPアドレスは <http://www.fdxunion.com>
メールアドレスは fdxunion@fdxunion.com